

事 務 連 絡
令和2年6月15日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）

社会福祉施設等においては、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成しておくことが有効です。

しかしながら、特定分野における事業継続に関する実態調査（平成25年8月内閣府防災担当）によると、福祉施設におけるBCPの作成率は4.5%と多くの施設で作成が進んでいない状況であり、社会・援護局関係主管課長会議（令和2年3月4日）においても、管内の社会福祉施設等におけるBCPの策定を依頼しているところです。

今般、課長会議でもお知らせした通り、令和元年度社会福祉推進事業を活用し、MS&AD インターリスク総研株式会社が実施した「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」において、社会福祉施設等におけるBCP様式（別紙1）及び社会福祉施設等におけるBCP様式解説集（別紙2）を作成しましたので、管内の社会福祉施設等に対して周知を行うとともに、BCPの作成を依頼していただきますようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応したBCPを作成しておくことも重要です。厚生労働省のHPでは、社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインや業務継続計画の作成例を掲載していますので、あわせて周知を行うとともに作成を依頼していただきますようお願いします。

【参考】

- 社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業

https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2019_welfare_bcp_1.pdf

- 社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>